

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	中島地区 (中島、山下、五丁、方近、今新開、甲南、甲北、二番、三番、高砂、四番)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月26日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中島地域は、白川の下流域に広がる水田地帯で、水稻や施設園芸を中心に、レンコンや花きなど多様な農産物が栽培されている地域である。農業者も比較的多い地域ではあるが、高齢化や担い手・人手の不足により、今後耕作放棄地の拡大が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来にわたって中島地域の産地を維持するため、新たな農業者を地域内外から確保する必要がある。そのために農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の流動化を進めていく。  
県・市・JA等と連携して新技術の導入や農地集積による効率化を図り、一層の生産性向上とコスト低減を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	381.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	381.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。□

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手への農用地の集積・集約化を図る。  
営農組織の設立を目指す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を積極的に活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

営農組合を中心に地元で話し合いを重ね、集落ごとに意見を取りまとめ事業に取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者などの新たな農業者の確保を進め、将来の地域農業の担い手として育成していく。  
農家の世代交代を円滑に進められるよう、県・市・JAとも連携して取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】